

一般社団法人秋田県サッカー協会基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人秋田県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第45条の規定に基づき、定款第4条に掲げる事業を行うために必要な組織等について定めるものとする。

(遵守義務)

第2条 本協会の会員、第3章に規定する種別委員会及び専門委員会の委員、加盟登録したチーム並びにその選手、監督、コーチその他の関係者並びに審判員は、定款並びに本規程及び本規程の規定に基づき定める諸規程等を遵守する義務を負う。

第2章 役員

(定年)

第3条 役員は、その就任時において、満70歳未満でなければならない。ただし、会長及び公益財団法人日本サッカー協会評議員においてはこの限りではない。

(選任の基準)

第4条 理事は、各種別委員会、専門委員会及び地域委員会の市町村地区協会から1名又は2名を、学識経験者から若干名を総会において選任する。

第3章 種別委員会、専門委員会及び地域委員会

(委員会の設置)

第5条 本協会に次の種別委員会を置く。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) キッズ委員会
- (8) フットサル委員会
- (9) クラブユース委員会

2 本協会に次の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 規律・裁定委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 技術委員会

(6) スポーツ医学委員会

(7) 事業委員会

3 第5章に規定する市町村地区協会との連絡調整を図るため、本協会に地域委員会を置く。

4 前3項の委員会の委員は、正会員（団体である正会員にあっては当該団体の代表）のうちから会長が任命する。

（組織及び委員）

第6条 前条に規定する委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、各委員会ごとに互選により選出し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

3 委員会において決定した事項は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

（任期）

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任を妨げない。

（解任）

第8条 委員長又は副委員長が次のいずれかに該当するときは、会長は、理事会において出席した理事の3分の2以上の同意を得て、当該委員長又は副委員長を解任することができる。この場合においては、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員長及び副委員長たるにふさわしくない行為が認められるとき。

（招集及び議長）

第9条 委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

2 各委員会を招集するときは、会議の日時、場所並びに審議事項及びその内容を記載した書面をもって、各委員に対し委員会の会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

（委員会の業務）

第10条 各種別委員会及び専門委員会の主たる業務は次のとおりとする。

(1) 第1種委員会

登録種別第1種に属するチームによる競技会の企画及び運営

(2) 第2種委員会

登録種別第2種に属するチームによる競技会の企画及び運営

(3) 第3種委員会

登録種別第3種に属するチームによる競技会の企画及び運営

(4) 第4種委員会

登録種別第4種に属するチームによる競技会の企画及び運営

(5) 女子委員会

登録種別女子に属するチームによる競技会の企画及び運営

(6) シニア委員会

登録種別シニア種に属するチームによる競技会の企画及び運営

(7) キッズ委員会

10歳以下の者（登録種別第4種に属するチームに所属する者を除く。）及びこの者が所属するチームを対象とする指導及び交流会等の実施

(8) フットサル委員会

登録種別フットサルに属するチームによる競技会の運営

(9) クラブユース委員会

クラブユースに属するチームによる競技会の運営

(10) 総務委員会

ア 本会の会費及び登録料の徴収に関すること。

イ 公益財団法人日本サッカー協会及び東北サッカー協会の登録料の徴収に関すること。

ウ サッカーの普及に関すること。

エ 渉外に関すること。

(11) 競技委員会

各登録種別の競技会の調整に関すること。

(12) 規律・裁定委員会

ア フェアプレー精神の醸成に関すること。

イ 競技会で発生した登録チーム若しくは選手又は監督に関する懲罰事項に関すること。

(13) 審判委員会

ア 審判員の登録に関すること。

イ 審判員台帳及び公式審判員手帳の管理に関すること。

ウ 各競技会の審判員の編成及び割当に関すること。

エ 審判技術の向上に関すること。

オ 審判員の研修に関すること。

カ 競技規則の研究に関すること。

キ 公認審判員の推薦に関すること。

(14) 技術委員会

ア 競技技術の研究及び指導並びに普及に関すること。

イ 技術講習会、研究会、練習会等に関すること。

ウ 指導者の養成に関すること。

エ サッカー競技指導要領に関すること。

オ 選手の育成強化方針及び対策に関すること。

カ 選手強化に伴う調査研究に関すること。

キ その他選手強化に必要な事項に関すること。

ク サッカー競技の普及に関すること。

ケ 県選抜チームの強化に関すること。

(15) スポーツ医学委員会

ア スポーツ競技者の障害に対する処置及び障害の予防に関すること。

イ 選手の健康管理及び体力向上に関すること。

(16) 事業委員会

各種事業等の企画・立案及び実施に関すること。

(17) 地域委員会

ア 各市町村地区協会の調整に関すること。

イ 県民スポーツ大会に関すること。

ウ チャンピオンズ大会に関すること。

(細則の制定)

第11条 各委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第4章 事務局

(業務)

第12条 事務局の主たる業務は次のとおりとする。

(1) 関係文書の收受及び保管に関すること。

(2) 会員名簿、役員名簿、加盟登録チーム名簿、登録選手名簿の保管に関すること。

(3) 会計経理その他庶務に関すること。

第5章 市町村地区協会

(市町村地区協会の設置)

第13条 県下の各地区におけるサッカーの普及及び振興を図るため、本協会に市町村地区協会をおく。

2 市町村地区協会の名称は次のとおりとする。

(1) 県北地区サッカー協会

(2) 能代市サッカー協会

(3) 男鹿市サッカー協会

(4) 秋田市サッカー協会

(5) にかほ市サッカー協会

(6) 由利本荘市サッカー協会

(7) 横手市サッカー協会

(8) 湯沢市サッカー協会

(9) 潟上市サッカー協会

(10) 大仙市サッカー協会

(11) 仙北市サッカー協会

(12) 美郷町サッカー協会

(市町村地区協会の会員)

第14条 本協会の会員は、その住所地及び所在地を基準として、前条第2項に規定する市町村地区協会のいずれかの会員となることができる。

2 市町村地区協会の会員は、当該市町村地区協会が実施する事業の実施に要する経費を負担するものとする。

3 前項の負担に係る額及びその納付の方法は、次条第1項第1号に規定する議決機関の承認を経て、市町村地区協会長が定める。

(市町村地区協会の組織)

第15条 市町村地区協会に、本協会の組織に準じ、次の機関を置くものとする。

(1) 議決機関

(2) 市町村地区協会長その他の執行機関及び監査機関

(3) 種別委員会及び専門委員会

2 前項第1号に規定する議決機関における議決等の手続は、本協会の総会の議決等の手続に準じたものでなければならない。

3 第1項第2号に規定する執行機関及び監査機関の選任等の手続及び職務は、本協会の理事及び監事の選任等の手続及び職務に準じたものでなければならない。

4 第1項第2号に規定する執行機関は、本協会の理事会の議決等の手続に準じ、合議により執行すべき事項を決しなければならない。

5 第1項第3号に規定する種別委員会及び専門委員会は、本協会に置く種別委員会及び専門委員会に準じたものでなければならない。

(予算及び決算)

第16条 市町村地区協会は、予め定めた事業計画及び予算に基づいて事業を行わなければならない。

2 市町村地区協会は、その会計年度の終了後2月以内に事業報告書及び決算書を作成しなければならない。

3 市町村地区協会は、事業計画書及び予算書並びに事業報告及び決算書を作成したときは、その承認に係る議決機関の議事録を添えて、本協会に提出しなければならない。

(事業に対する補助等)

第17条 本協会は、市町村地区協会が本協会定款第3条に規定する目的に沿って行う事業に要する経費について、補助金を交付することができる。

第18条 本協会は、本協会が行う市町村地区協会に係る地区に関する事業に要する経費について、市町村地区協会に経費の分担を求めることができる。

第19条 この章に規定するもののほか、市町村地区協会の事業の実施に必要な事項は、第15条第1項第1号に規定する議決機関の承認を経て、市町村地区協会長が定める。

第6章 加盟及び登録

(加盟チーム)

第20条 加盟チームとは、公益財団法人日本サッカー協会が制定したサッ

カー競技規則に基づくサッカーを行うチームであって、本章の定めるところにより本協会に加盟したものをいう。

(加盟チームの種別)

第21条 加盟チームの種別は次のとおりとする。

(1) サッカー

- ① 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ② 第2種 18歳未満又は高等学校在学中の選手により構成されるチーム
- ③ 第3種 15歳未満又は中学校在学中の選手により構成されるチーム
- ④ 第4種 12歳未満又は小学校在学中の選手により構成されるチーム
- ⑤ 女子 女子の選手により構成されるチーム ただし、12歳未満の選手は、第4種チームに登録するものとする
- ⑥ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

(2) フットサル

- ① フットサル第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- ② フットサル第2種 18歳未満又は高等学校在学中の選手により構成されるチーム
- ③ フットサル第3種 15歳未満又は中学校在学中の選手により構成されるチーム
- ④ フットサル第4種 12歳未満又は小学校在学中の選手により構成されるチーム

2 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。

(加盟登録)

第22条 本協会に加盟しようとするチームは、秋田県内にその活動の本拠を有するものでなければならない。

- 2 本協会に加盟しようとするチームは、本協会に登録しなければならない。
- 3 登録の申請は、公益財団法人日本サッカー協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録する方法により行うものとする。
- 4 本協会に加盟するチーム（以下「加盟チーム」という。）は、毎年度4月30日までに、前項に規定する方法により、登録を行わなければならない。

(加盟チームの権利)

第23条 加盟チームは、県内で行われる本協会、公益財団法人日本サッカー協会又は東北サッカー協会が主催する競技会（以下「公式競技会」という。）に参加することができる。

2 本協会は、本協会に加盟していないチームを公式競技会に参加させてはならない。

(加盟チームに対する制裁)

第24条 加盟チーム又はこれに所属する選手が本規程の規定に違反したとき又はサッカー競技者の名誉を傷つけた場合は、そのチームに対し、戒告し、又は譴責し、罰金を科し若しくは加盟の地位を剥奪する等の制裁を加えることができる。

2 前項の制裁の手続及び効果については、別に定める。

(準加盟チーム)

第25条 準加盟チーム（公益財団法人日本サッカー協会基本規程第49条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）の種別並びに登録の申請及び公式競技会への参加等については、別に定める。

(選手登録)

第26条 加盟チームは、その所属する選手について、本協会への登録を行わなければならない。

2 第22条第3項の規定は、選手登録の申請について準用する。

3 本協会は、登録していない選手を公式競技会に出場させてはならない。

4 加盟チームは、その所属する選手に異動を生じたときは、すみやかに本協会に届け出なければならない。

(重複登録の禁止)

第27条 選手は2つ以上の加盟チームに所属してはならない。

(登録料)

第28条 本協会へ加盟しようとするチームは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の登録料を納入しなければならない。

(1) サッカー

① 第1種	社会人チーム	20,000円 + 3,600円 × 登録人数
	大学・高専チーム	17,000円 + 3,600円 × 登録人数
② 第2種	高校	15,000円 + 2,600円 × 登録人数
③ 第3種	中学	5,000円 + 1,600円 × 登録人数
④ 第4種	小学	5,000円 + 900円 × 登録人数
⑤ 女子	(18歳以上)	17,000円 + 3,600円 × 登録人数
	(15歳以上～18歳未満)	5,000円 + 2,600円 × 登録人数
	(15歳未満)	5,000円 + 1,600円 × 登録人数
⑥	シニア	17,000円 + 3,100円 × 登録人数
⑦	監督登録料	全チーム 2,000円
⑧	機関誌購読料	全チーム 5,000円
⑨	法人会費	全チーム 5,000円
⑩	社会人連盟費	登録種別第1種に属する社会人チーム 6,000円
⑪	3種委員会運営費	5,000円
⑫	4種委員会運営費	15,000円 + 200 × 登録人数

(2)フットサル

① フットサル第1種	3,000円+2,000円×登録人数
② フットサル第2種	2,000円+1,200円×登録人数
③ フットサル第3種	2,000円+1,000円×登録人数
④ フットサル第4種	2,000円+1,000円×登録人数
⑤ 監督登録料	全チーム 2,000円
⑥ 機関誌購読料	全チーム 5,000円
⑦ 日本フットサル連盟費	全チーム 2,000円+2,000×登録人数
⑦ 法人会費	全チーム 5,000円

2 前項の登録料の金額には、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第53条第2項第1号、2号及び第4号の規定に基づき加盟チームが公益財団法人日本サッカー協会に納付するものとされた登録料の金額を含むものとする。

3 納入された登録料は、加盟の地位を剥奪され、若しくは選手がチームを脱退し、又は登録を抹消された場合であっても、これを返還しない。

4 本協会は、第2項に規定する公益財団法人日本サッカー協会に納付するものとされた登録料を、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第61条第1項の規定に基づき、公益財団法人日本サッカー協会に納入するものとする。

(選手に対する制裁)

第29条 選手が本規程の規定に違反したとき若しくはサッカー競技者の名誉を傷つけた場合は、当該選手に対し、戒告し、又は譴責し、若しくは登録を抹消する等の制裁を加えることができる。

2 前項の制裁の手續及び効果については、別に定める。

(フットサル)

第30条 フットサルのチーム及び選手の登録については、公益財団法人日本サッカー協会が定めるところによる。

第7章 審判

(公式試合の審判)

第31条 本協会が主催する競技会は、公益財団法人日本サッカー協会及び本協会に登録された審判員（以下「登録審判員」という。）により行う。

(資格の種類)

第32条 審判員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 1級審判員
- (2) 女子1級審判員
- (3) 2級審判員
- (4) 3級審判員

- (5) 4級審判員
- (6) フットサル1級審判員
- (7) フットサル2級審判員
- (8) フットサル3級審判員
- (9) フットサル4級審判員

(資格の認定)

第33条 3級、4級、フットサル3級審判員及びフットサル4級審判員の資格は、公益財団法人日本サッカー協会の審判委員会の指導を受け、本協会が主催する認定講習会を経て適格と認めた者に対して与える。

(新規登録)

第34条 前条により資格を与えられた審判員は、本協会に登録の申請を行うことができる。

- 2 第22条第3項の規定は、前項の申請について準用する。
- 3 登録料は、別に定める。

(更新)

第35条 審判員の資格は、1年間効力を有するものとする。

- 2 審判員は毎年度所定の研修会又は更新講習会を受講し、資格を更新することができる。
- 3 審判員は、資格を更新したときは、本協会に登録の申請を行うことができる。
- 4 第22条第3項の規定は、前項の申請について準用する。
- 5 第3項の登録申請に要する登録料は、別に定める。

第8章 規程の変更

(規程の変更)

第36条 本規程は、総会の議決を経なければ、これを変更することができない。

第9章 補則

(細則)

第37条 理事会は、本規程を実施するための細則を定めることができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成29年 6月25日改正

令和 2年 6月27日改正

令和 4年 6月25日改正